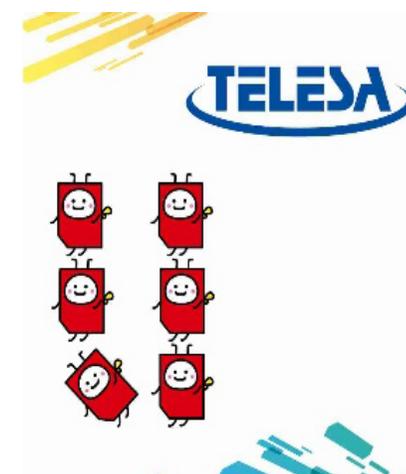


接続料の算定等に関する研究会(第63回) 事業者ヒアリング資料

2022年10月19日

一般社団法人テレコムサービス協会
MVNO委員会

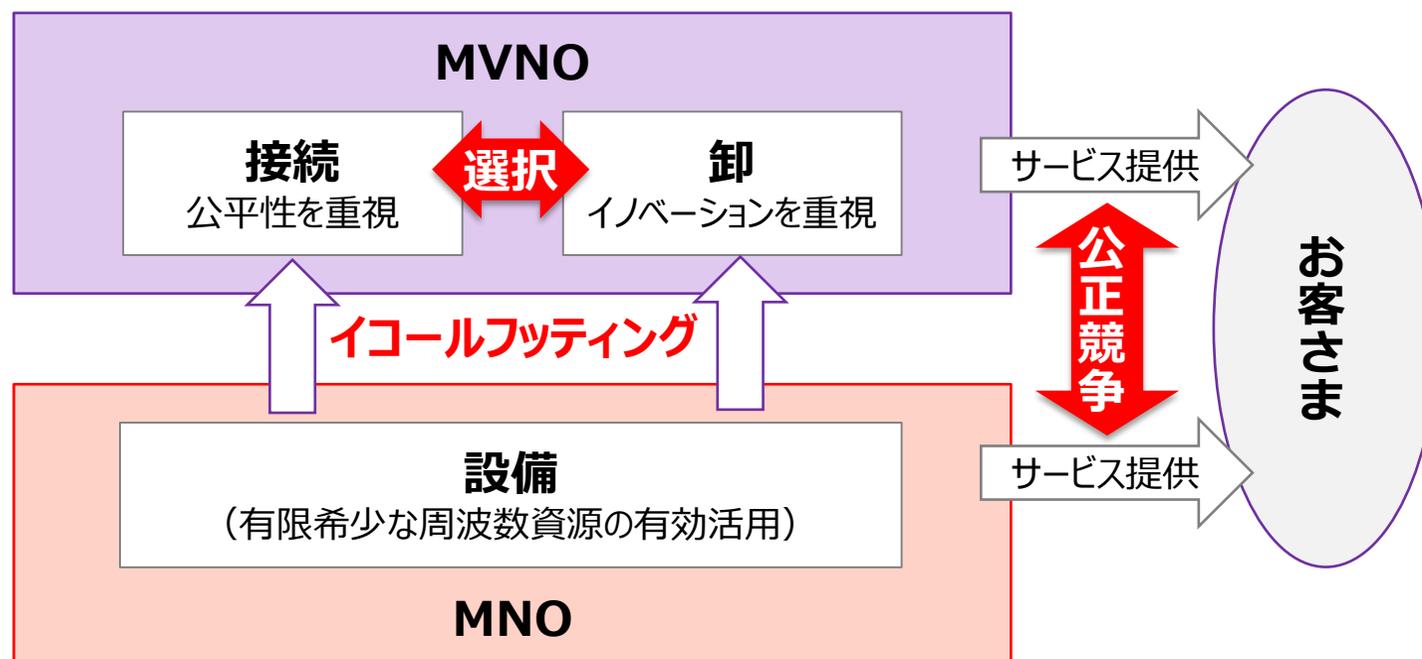


しむし

© 〇〇 MVNO委員会

卸役務に関する基本的な認識

- 周波数資源の有限希少性に起因して、設備を保有するMNOの数が少数に限定される構造が避けられないなか、モバイル市場における競争活性化のためにMVNOは重要な存在であり、「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」が同じ条件で設備を利用することができるイコルフットイングの確保は必要不可欠
- MVNOがMNOの設備を利用する形態は、大きく「接続」と「卸」の2種類。「接続」は公平性を重視し、厳格なルールにより運用されることが望ましい一方で、「卸」についてはイノベーションを促進する観点から、MNOとMVNO間の協議により合意形成が図られることが望ましい
- 「接続」と「卸」がバランスよく機能し、それぞれがMVNOの選択肢となることで、MVNOにおいてより柔軟で競争力ある事業展開が可能となり、ひいてはMNOとMVNO間の公正な競争環境の確保に資する。特に「接続」が存在しない、または不十分である場合については「卸」が非常に重要



（1）省令整備等に係る検討事項

論点1：特定卸電気通信役務の範囲

- 役務の提供義務及び情報の提示義務が課せられる特定卸電気通信役務の範囲に改正電気通信事業法においては、「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のもの」と規定しているところ、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない役務をどのように定めるか。
- MNOと同種のサービスを提供するMVNOへの第二種指定設備を用いた卸役務は、第二種指定事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性やMVNOとの情報の非対称性を踏まえると協議が進みにくく、かつ他社からの代替的な卸の調達が困難であるため、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響は少ない。したがって、MNOと同種のサービスを提供するMVNOへの第二種指定設備を用いた卸役務については原則として全てを特定卸電気通信役務とすべき
- 特に、「モバイル音声卸」に加え、今後の公正競争上の影響が大きい「5G（SA方式）」に係る卸役務を特定卸電気通信役務とするべきであり、加えて「5G（SA方式）」との技術的な連続性を有し、今後予想されるIoT市場の拡大を踏まえると、セルラーLPWAに関する卸役務についても特定卸電気通信役務とすることが求められる
- 他方、電気通信事業者間の適正な競争環境に及ぼす影響が少ない役務について、MNO等の意見を踏まえ検討する場合は、例えば以下の観点等を踏まえ最小限度とすることが、競争環境の適正性確保の面では重要
 - ① MVNOが同種の役務を提供していない、もしくは提供する意向がない
 - ② MNO（グループ含む）が役務提供していない、もしくは提供しているが役務の加入者数が継続的に少ない
 - ③ MNO（グループ含む）が役務提供の終了を予告している、もしくは終了を予定している

論点2: 提示される情報の範囲

- **改正電気通信事業法においては、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、「金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項」の提示義務を課しているが、特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項をどのように定めるか。**
- MVNO個社に対する開示情報であるため、当委員会にて内容は把握できていないものの、一部のMVNOから「総務省告示（平成28年第107号）に示されているような具体的な算定方法（計算式等）が示されず、情報開示が不十分な状況」「現在の開示情報だけでは、MVNO自らの努力でもって予想するのは難しい」との声が挙がっていることを踏まえると、特定卸電気通信役務については、料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報の速やかな提示を必須とすることが、協議の円滑化につながると思料
 - ＜料金の内訳や料金の納得性に資する情報＞
 - 接続料相当額
 - 回収が見込まれている費用項目
- 他方、特定卸電気通信役務に該当しない場合においても、新たに提供される役務についてはイコールフットिंगの観点から、MNOのサービス提供と同時期にMVNOも利用者にサービスが提供できるよう、MVNOの対応期間を勘案し、協議の端緒となりうる情報を遅滞なくMVNOに提供すべきことをガイドラインなどに盛り込むことが望ましい
 - ＜協議の端緒となりうる情報＞
 - MNOが実装する機能の全体像（例：3GPP等技術標準仕様の該当項目等により提示）
 - 提供開始時期
 - 提供までの情報開示スケジュール

論点3：正当な理由の範囲

- 「特定卸電気通信役務の提供」及び「情報の提示」を拒むことができる「正当な理由」をどのように整理するか。
- 「特定卸電気通信役務の提供」を拒むことができる正当な理由は、電気通信事業法第32条等に規定されている接続拒否事由を、特定卸役務にも準用する案に賛同する
- なお、電気通信事業法施行規則第23条に規定されている事由においては、いずれも接続を念頭においた記述であるところ、「一」については、卸料金の支払いを怠り、または怠るおそれがあることとし、また「二」は、特定卸役務の提供にあたりMNOとMVNOの電気通信設備の電氣的接続が必要である場合に限り適用されることを明記すべき
- 「正当な理由」を挙げて特定卸役務の提供をMNOが拒絶する場合は、MNOとMVNOの以後の紛争を予め防止し、以後の円滑な事業者間協議の深化を促進する観点からは、拒絶に至った理由のうち具体的根拠、例えば卸提供の際に許容される通信量の範囲や閾値等、拒絶が合理的であると判断できる情報をMVNOに開示すべきことをガイドラインに盛り込むことが望ましい
- 「特定卸電気通信役務の情報の提示」を拒むことができる「正当な理由」については、MNOとMVNOの間にNDAが結ばれているであろうことを前提とすれば、MNOの経営上、明らかな支障を及ぼすと合理的に説明できるものに限定すべきであり、単に経営上の秘密であることのみをもって形式上拒絶することは、正当な理由としては認められるべきではない

（2）その他の検討事項

論点2：モバイル音声卸の標準的な料金の公表について

- **全ての第二種指定設備設置事業者が公表することを前提とすれば、モバイル音声卸の標準的な料金を公表することができるのではないか。**
- 現状、MVNOにおいて接続料と卸料金の差異に対する妥当性の判断が難しい状況であるところ、仮に他の二種指定事業者の卸料金に関する標準プラン等が公表されていれば、その接続と卸の差異を参考にすることで、より踏み込んだ卸交渉等の協議が可能になると思料
- この点、モバイル音声卸の標準的な料金の公表について、全指定設備設置事業者の公表を前提に検討する旨の意見が一部のMNOから出されていることを踏まえ、早期実現を要望
- なお、新規参入を希望するMVNOの事業予見性の早期確保の観点からNDA締結や協議を求めることはその検討を遅延させる可能性があること、また卸料金や提供条件等の基本的な情報がMVNOと二種指定事業者間でのみやりとりされることは、接続料の算定等に関する研究会等での検証プロセス等、政策の決定や評価のプロセスに影響することも想定されることから、標準的な料金については一般に公表することが必要

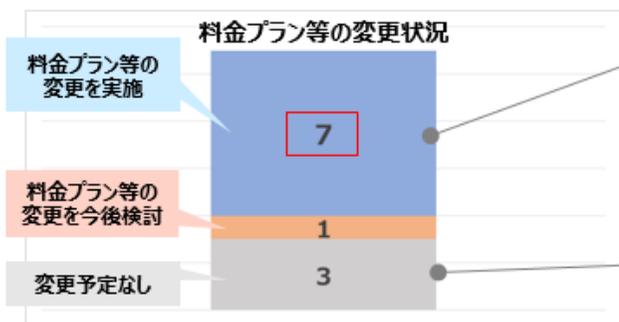
論点3：指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況について

- 指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展はあったか。
- 指定卸役務の料金低廉化が一定程度進展したことにより、MVNOの音声サービスにおいても通話料の値下げや定額サービスの導入などが活発化し、市場競争の促進・利用者利便の向上につながったと評価
- この点、卸協議の適正性の確保により、今後も継続的に低廉化・提供条件の柔軟化が進むことが重要

1. 通信市場の動向について

12

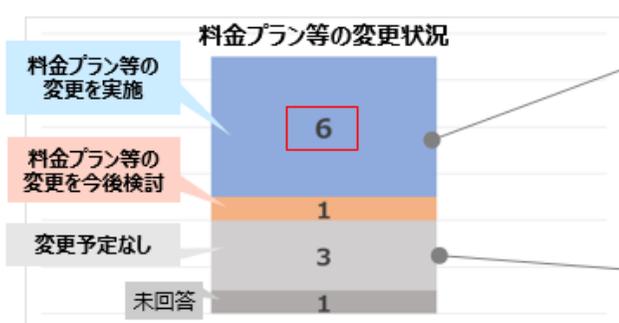
○ 2021年9月以降の音声通話以外に関するモバイル市場の環境変化等を踏まえた対応



反響があった	5社
反響がなかった	0社
どちらともいえない	2社

- 予定がない等についての主な理由・要因
- ・ 取り扱いデバイスがロボットであり、特殊であるため
 - ・ MNO低容量低価格プランにより、競争力が低下している
 - ・ 既存プランの変更は行わず、新たなプランのリリースを行った

○ 2021年9月以降の音声通話に関するモバイル市場の環境変化等を踏まえた対応



反響があった	4社
反響がなかった	0社
どちらともいえない	2社

- 予定がない等についての主な理由・要因
- ・ 取り扱いデバイスがロボットであり、特殊であるため
 - ・ 音声プランについては、いわゆる単純卸のため、卸元からの提供条件に変更がなかった

一般社団法人テレコムサービス協会



- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) アクセル
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- (株) インテック
- H.I.S.Mobile (株)
- (株) S T N e t
- エックスモバイル (株)
- N E C ネットエスアイ (株)
- N T T コミュニケーションズ (株)
- (株) N T T P C コミュニケーションズ
- N T T レゾナント (株)
- (株) 愛媛 C A T V
- (株) ALL Rise Group
- (株) オプテージ
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) コスモネット
- (株) コミュニティネットワークセンター
- (株) サジェスタム
- G M O インターネットグループ (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- J C O M (株)
- (株) J ストリーム
- シネックスジャパン (株)
- シャープ (株)
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム (株)
- S O R A シム (株)
- (株) チュピ C O M
- T I S (株)
- D X H U B (株)
- (株) テレコムスクエア
- (株) TOKAI コミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- (株) No.1 パートナー
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- (株) ハイホー
- (株) 日立システムズ
- ビッグロブ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- フリービット (株)
- 丸紅テレコム (株)
- 丸紅ネットワークソリューションズ (株)
- (株) メディエーター
- (株) モバイルアーツ
- (株) U - N E X T
- L I N E (株)
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) LinkLife
- (株) レキオス